

近江八幡市におけるSDGs達成に向けた取組詳細(目標10)

No	事業名	【事業開始年月～事業終了年月】			SDGs該当目標	事業目標(指標)	事業概要
		過去	現在 H29 年度	未来			
1	近江八幡市第1次総合計画策定事業 【平成29年4月～次期改定まで】		★	★		<p>生活環境・都市基盤・教育・文化・産業・経済・健康福祉・人権・総務など、市の最上位計画として各分野の方針や基本計画を明確にする。加えて、SDGsの17の目標も視野にグローバルな観点をも取り入れたユニークな計画とする。</p> <p>本事業は「基本構想」と「基本計画」から構成し、「基本構想」は、地方自治法に基づき定められる近江八幡市のまちづくりに関する基本的な考え方と、まちづくりの進め方の基本方向を提示する。</p> <p>「基本計画」は、基本構想を受けて具体的に市政の施策方針を明らかにする実行計画とする。</p> <p>なお、各分野ごとに計画年次等や個別の目標(数値等)を設定し、各目標年次までに事業・業務実施を行うものとする。KPIについても各分野ごとで異なるが、総合的な事業&施策評価のシステムの構築を目標とする。</p>	<p>今日の少子高齢化による地域課題の顕在化や、東日本大震災をはじめ近年の自然災害の大規模化・多様化など、社会情勢がめまぐるしく変化していることはもとより、他市町の総合計画策定状況や、当市まちづくりの更なる向上と進展を目指す中で、新たな「(第1次)近江八幡市総合計画」を策定する。</p> <p>策定にあたっては、以下の基本的な視点により取組む。</p> <p>①「新市基本計画」の遺伝子を受け継ぎ、個別計画との整合を図り、事業・業務の補強をしながら市の最上位計画の策定を行う。</p> <p>②福祉、教育、農業など各個別計画との整合性を重視しながら策定を行う。(都市計画マスタープラン、農村振興基本計画、地域福祉計画、財政計画、人口ビジョン、各まちづくり構想等)</p> <p>③計画のビジョンを市民へ提案(ワークショップや学区別説明会、フォーラムなど)することにより、官民一体的な構想とする。</p> <p>④長期期間(10年間)における市の「基本構想」と「基本計画」を定めることにより、住民が安全で安心して生活でき、「このまちに住んでよかった」と思える住民満足度の向上を図るとともに、自治体の経営戦略としての総合計画の策定を行う。</p>
13	多文化共生推進事業 【平成24年3月～継続】	★	★	★		<p>SDGsの実現に向け、地球環境や経済活動、人々の暮らしなどが将来にわたって調和するよう、自治体レベルでの取組として、外国人住民への行政サービスの提供、地域住民の主体性発揮促進(市政や自治会等の住民自治への参加促進)、多文化共生教育の推進、多文化共生の地域づくりのための意識啓発、施策推進体制の整備等の検討を行い、多文化共生の社会づくりの取組・啓発等を進めていく。</p>	<p>外国人住民の増加とともに、長期滞在化や定住化、日本で生まれ育ち外国にルーツをもつ子どもの増加などの傾向が見られ、将来の地域社会を見据えながら、すべての市民が国籍や宗教、言語等の違いによらず対等な地域社会の構成員、すなわち住民として共にまちづくりに参画でき、人権が尊重され、共に生きられる「多文化共生」の社会づくりが求められている。</p> <p>そこで、当市では、計画的・総合的に多文化共生を推進するため、平成24年3月に多文化共生推進指針を策定した。今後、この指針に基づいて、市行政、市民、関係機関・団体・企業等が行う具体的な取組内容を把握し、現在の社会状況等に見合う新たな取組内容への改訂、そして推進にかかる目標達成に向けた進捗管理を各年度ごとに行っていく。</p>
41	誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進 【平成29年4月～平成34年3月】		★	★		<p>誰もが利用できるユニバーサルデザインに配慮した市広報の実施、音声コードの普及促進</p>	<p>多くの人が利用する建物、道路、公園などが、誰にとっても利用しやすいものとなるよう、バリアフリーで安全に配慮した整備を進めるとともに、子どもの安全を守るため通学路の安全対策を行う。</p> <p>市広報紙においては、障がい者や高齢者が読みやすいようなユニバーサルデザインに配慮した情報伝達を行う。</p>
42	権利擁護の推進と虐待防止 【平成29年4月～平成34年3月】		★	★		<p>①知的・精神障がいや認知症等により福祉サービスの契約ができない障がい者や高齢者の成年後見制度の利用促進 ②子どもや高齢者、障がい者への虐待や配偶者への暴力の防止に向けた啓発の実施 ③市と協力事業者との連携による高齢者支援のネットワーク構築 ④子どもや高齢者、障がい者等への虐待事例のうち、複合的な課題を含むケースに対する総合調整の実施</p>	<p>認知症高齢者や知的・精神障がい者をはじめ、判断能力が十分でない人の権利を擁護するため、地域福祉権利擁護事業を実施する社会福祉協議会との連携強化や成年後見制度を利用しやすい環境づくりを行い、制度の利用促進を図る。併せて、子どもや高齢者、障がい者への虐待や配偶者への暴力を防止するため、地域の意識を高めるとともに、早期に発見し適切に対応する体制を整える。</p>
43	あらゆる機会を通じた福祉教育の推進 【平成29年4月～平成34年3月】		★	★		<p>①障がい児者への理解促進のための啓発及び地域関係者の取り組み支援 ②中学校や企業などを対象とした認知症啓発の実施</p>	<p>子どもから高齢者まで、様々な年齢層の人が福祉への理解を深めることができるよう、関係機関と連携し、福祉に関する学習機会を増やし、発達障がい児者や認知症高齢者の増加など地域を取り巻く課題やニーズに応じたテーマ設定を行うなど多くの人が参加できるよう広く呼びかける。この際、学区や自治会事業の一環として実施するなど無理なく継続して取り組めるよう地域へ働きかける。また、福祉教育の担い手として、社会福祉法人をはじめとする福祉サービス事業所や関係団体等の協力も求める。</p>
44	相互理解を深めるための交流機会の拡充 【平成29年4月～平成34年3月】		★	★		<p>障がい者や高齢者を含めたすべての市民が交流する機会の提供</p>	<p>市民の誰もがお互いを理解し、それぞれを認め合うことができるよう、直接ふれあい、関わることを増やす。また、地域においてはまちづくり協議会や学区(地区)社会福祉協議会等による様々な交流事業や福祉サービス事業所による交流事業が行われているので、こうした取組とも連携し効果的な事業展開を図る。</p>
46	組織や団体などによる多様な連携の強化 【平成29年4月～平成34年3月】		★	★		<p>①高齢者の権利を擁護するため、行政・地域・介護保険事業所・専門機関等が集まる場を設け課題や取り組みを検討 ②障がい者や高齢者、子ども支援の福祉サービス事業を行う団体が集まる場を設け、地域の福祉課題を抽出し、対策を検討</p>	<p>地域にはまちづくり協議会や自治会の他にもNPO、社会福祉協議会、事業所、民生委員児童委員協議会、企業といった多様な組織や団体が活動している。これらの組織や団体のつながり、それぞれの長所を生かしていくことで、地域福祉活動の幅が広がり、効果的な支援ができるよう、多様な連携を強化していく。</p>